



東長崎

—ひがながプライド—

HIGANAGA PRIDE

PRIDE
HIGASHI NAGASAKI JHS

自ら誇りと自信を持ち、率先して行動する

長崎市立東長崎中学校
学校だより 第12号
令和4年11月25日発行
副校長 川口昌文

花いっぱい運動

11月21日5、6校時に、晴天の中、1年生全員で「花いっぱい運動」を実施しました。本校では毎年恒例の行事で、東長崎中学校の八郎川側道路の沿道の花壇に一株一株手作業で花の苗（今年は、1ケース約30株を90ケース分）を移植していきました。

11月13日には、PTA一人一役の方を中心に、大勢の方が草刈り及び花壇の整備をしてくださり、さらに今年は花壇の土の入れ替えなども行っていただきました。この紙面を借りて、感謝をお伝えしたいと思います。

花いっぱい運動の目標を「花の苗を植えることや水やりなどの世話をとおして、地域の人々との関わりを意識すると共に、自然を愛する心や自主的に活動することの重要性を学ぶ。」としていますので、生徒たちにも保護者や地域の方に感謝する気持ちを持つよう伝えたいと思います。そして、花が満開になる日を心待ちにしています。



学年人権学習

1948年12月10日、国連第3回総会において「世界人権宣言」が採択されました。この12月10日を「世界人権デー」と定め、日本ではそれまでの一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定めています。人権意識は日常から持つ必要がありますが、特に、この人権週間では、全国的に人権啓発活動を行います。本校でも、この人権週間を中心とした取組を通して、改めて日頃の自分たち自身を「人権」の視点で見つめ直す機会とし、日々の生活につなげていきたいと考えています。

下表は、学年ごとに行う人権学習講演会の内容です。

日時・対象	日時・対象	実施内容
1年生	11月25日(金)	学年人権学習 「私にも名前があります」 講師：浦田隆史さん ・人権とは？ ・さまざまな人権課題について
2年生	2月21日(火)	学年人権学習 「多様性が彩る未来」 講師：儀間由里香さん (Take it! 虹!) ・LGBTなど性の多様性について ・多様なマイノリティについて ・全ての人々が自分らしく生きやすい社会とは？
3年生	11月24日(木)	学年人権学習 (デートDV予防教室) 「対等な人間関係を築くために」 講師：平山由美子さん (DV防止ながさき) ・暴力とは？デートDVとは？ ・自分や相手の心と体を大切にすることとは？

「世界エイズデー」キャンペーン

厚生労働省及び文部科学省から、標記の件について啓発、周知するよう依頼がっております。ついては、12月1日が世界エイズデーでもあることから、次の資料をご参照ください。

◎キャンペーンテーマ「このまちで暮らしている。私もあなたも。12月1日は世界エイズデー」

新型コロナウイルス感染症の流行とその対策が長期化する中で、HIV/エイズ対策もその影響を大きく受けてきました。ただし、その影響は負の側面だけではなく、地道な感染症対策の重要性を再認識させることにもなりました。

これまでHIV/エイズに対して様々な取組がなされてきました。

治療法の進歩によりHIV陽性者の予後が改善された結果、HIV陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズの発症を防ぐことができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることができるようになりました。また、治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、HIVに感染している人から他の人への感染リスクが大きく低下することも確認されています。

つまり、治療の進歩でHIV陽性者の生活は大きく変わり、HIV感染の予防にもその進歩に支えられた様々な選択肢が用意されるようになりました。しかし、現状はそうした変化が正確な情報として十分に伝わっているとは言えず、有効な治療法がなく市に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことがHIV感染を心配する人々を検査や治療から遠ざけ、また、差別や偏見を招く要因の一つになっているとも言われています。

そこで、今年度の「世界エイズデー」キャンペーンテーマは、HIV陽性者の方も陽性でない方もともにこの社会で暮らしていることを伝えるテーマとしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、孤立・孤独が他人事ではなくなってきたいま、一人でも多くの方がHIV/エイズのことを自分事として捉え、HIV/エイズに関する検査や治療、支援などの知識を身につける契機とし、正しい知識の普及を通じて、HIV検査の受検促進や差別・偏見の解消につなげていきたいと考えています。

自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール

長崎市内で車を運転していると、時々自転車に乗っている方を見かけますが、他市や他県と比較すると自転車に乗っている割合は少ない印象です。他県では自転車通学を許可していたりすることもあります。長崎市内で、階段や坂が多く、自転車に乗る方が不便を感じる人が多いのではないのでしょうか。

この度、文部科学省から次のような「自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等」の周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

◎道路交通法の改正

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。

【乗車用ヘルメットに関する規定】

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

他にも次のようなルールもあります。

- 夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。
- ブレーキ不良の自転車を運転してはならない。
- 「並進化」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。 等

お子さんが自転車を運転する場合は、被害者にも加害者にもならないためにも、上記のルールを含め、交通ルールをきちんと守って乗車するよう、ご家庭でも注意をお願いいたします。